

令和3年（2021年）12月1日
厚生委員会資料
地域支えあい推進部地域活動推進課

鍋横区民活動センターの移転整備等について

鍋横区民活動センターについては、本町四丁目44番内区有地に移転整備することが予定されている。令和2年度までに整備基本計画案を策定したが、同案について地域との調整を進めていた中で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う区の予算執行時期の見直しが行われ、基本計画策定以降の事業の進行が止まっている状態にある。

しかし、分室を含めた現施設の老朽化が進行していることから、早期の移転整備を進めていく必要がある。一方で整備開始までの間、整備用地の有効活用を図る必要もあることから、今後、以下のとおり整備を進めていく。

1 整備手法について

令和元年5月に策定した整備基本方針について、地域要望等を踏まえて内容を見直し、令和4年度中にあらためて策定する。

併設予定施設は、地域包括支援センター及び自転車駐車場とする。

2 整備スケジュール（予定）

令和4年度に再策定する予定の整備基本方針に基づき、令和5年度以降基本計画策定、基本設計・実施設計、施設整備工事を行い、移転整備の時期は令和9～10年度（2027～2028年度）として整備を進めていく。

各工程の年次は整備基本方針において決定する。

3 整備工事開始までの整備用地の活用

施設整備工事開始（令和7年度後半の予定）までの間、整備予定地の活用を図るため、以下のとおり時間貸駐車場として活用することとし、運営事業者を企画提案方式により公募する。

- (1) 貸付予定面積 整備予定地 925.52㎡のうち約650㎡
- (2) 運営（貸付）条件
- ① 地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付とし、貸付期間は令和4年度から令和7年度後半までとする。
 - ② 機械式ゲート式有料時間貸駐車場として整備する。
 - ③ 24時間の利用を可能とする。
 - ④ 駐車料金は事業者が決定する。
 - ⑤ 用地を地域のイベント（夏まつり等）及び施設整備の準備作業（測量・地質調査等）などに利用する際には、予め区と事業者において協議の上、駐車場としての使用を中断する。
- (3) 企画提案の内容
- ① 土地賃借料
 - ② 運営中の周辺環境への配慮 ほか
- (4) スケジュール
- | | |
|----------------------|---------------------|
| 告知及び応募申込 | 令和3年12月中旬から令和4年1月上旬 |
| 事業予定者決定及び
賃貸借契約締結 | 令和4年1月下旬～2月上旬 |
| 整備工事 | 2月～3月 |
| 駐車場運営開始 | 4月 |